

## 2 生活の再建に向けて

### 生活再建相談の実施・住宅再建相談会の開催協力

集団移転や生活再建が本格化するなか、円滑な住宅再建を支援するため、行政・金融機関・弁護士・ファイナンシャルプランナー・建築士などの関係機関が協力して住宅再建相談会を開催し、住宅再建方法にかかる相談対応や各種補助金の説明を実施しました。なかでも、住宅メーカー・工務店によるパネル展示や相談対応、金融機関による資金計画相談が一度に行える「住宅再建まるごと相談会」には、多くの方が来場されました。

#### 各種住宅相談会開催実績

開催年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数	4回（6日間）	7回	7回（8日間）	4回
相談件数	21件	18件	49件	4件



相談会の様子①

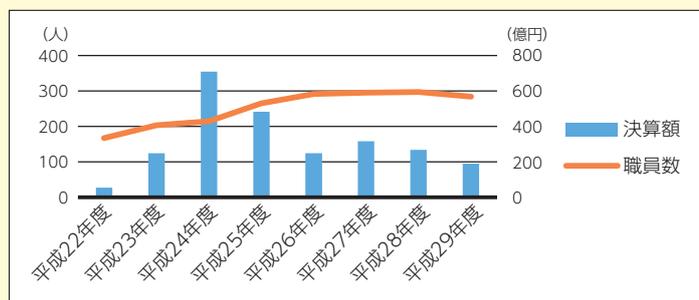


相談会の様子②

### 決算額と職員数の推移

震災後、大規模な復旧・復興工事の実施に伴い、町の決算額は大幅に膨れ上がりました。平成22年度決算約55億円と比べ、震災後6年間の一般会計決算額は平均で約7倍の規模になりました。

これらの復興業務に対応するため、震災から6年間で全国から延べ600人を超える派遣職員の応援を受けています。



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額 (億円)	55	250	716	486	251	320	272	190
職員数 (人)	167	203	214	265	289	291	297	284

※平成29年度は12月補正までを含む予算額

### 被災した宅地の買取り

津波防災区域第1種・2種区域内から区域外に移転する土地所有者が住宅用地の売却を希望する場合に、町がその土地を買取っています。さらに町の独自支援として、一定の要件を満たす住宅用地以外の土地についても買取りを行っています。

#### ◇平成25年1月

津波防災区域第1種・2種区域内の住宅用地買取りを開始

#### ◇平成27年7月

買取り対象を、住宅用地と一体利用されている宅地および介在農地まで拡充

#### ◇平成28年4月

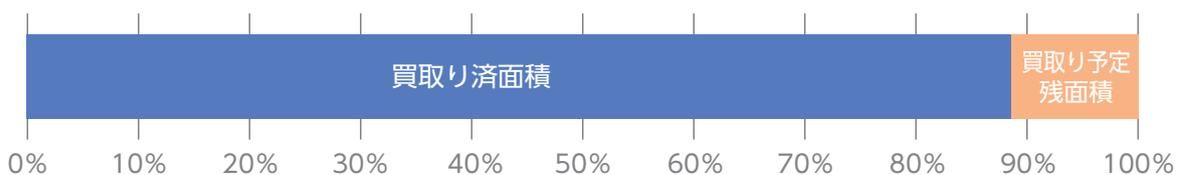
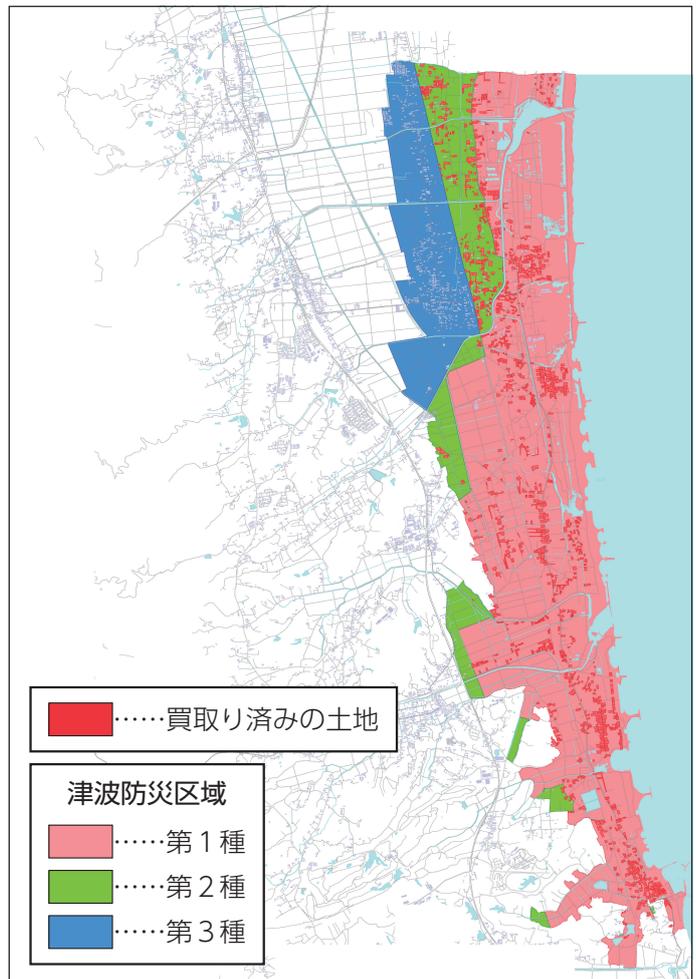
独自支援として、買取り対象を住宅用地に介在する雑種地、原野、公衆用道路および、住宅用地に隣接する山林まで拡充

#### 【買取り状況】 ※平成29年12月末時点

筆数 2,312筆

面積 1,185,209.98㎡ (118.5ha)

買取り予定面積1,343,641.7㎡の88%



契約会会場



買取り相談の様子

## 固定資産税の課税免除および課税減免

### 【課税免除】（地方税法）

津波により甚大な被害を受けた区域として町が指定した区域内の土地および家屋について、課税免除の対象としました。

### 平成23年度から26年度免除地積および棟数

平成23年度	16,056,000㎡	5,007棟
平成24年度	16,896,000㎡	4,906棟
平成25年度	14,886,000㎡	4,558棟
平成26年度	10,291,000㎡	1,025棟

### 【課税減免】（山元町町税条例）

津波により被害を受けた土地および家屋について、町が状況を総合的に勘案し、当該土地または家屋に係る固定資産税を減免することが適当であるとして指定しました。

### 平成27年度から平成29年度減免地積および棟数

平成27年度	5,197,000㎡	3棟
平成28年度	6,427,000㎡	3棟
平成29年度	6,000,000㎡	3棟

※平成29年度は当初課税時点

## 津波被災者に向けた主な住宅再建支援

東日本大震災で被災した町民に対し、住宅の再建方法に合った町独自の支援を行っています。

- ・津波防災区域から町内（※）への移転、津波防災区域第3種区域の現地修繕などでの移転への補助
  - ・復興公営住宅の入居者へ生活支度金を補助
  - ・町内（※）で住宅を建築・購入、または被災した住宅の修繕に対する住宅再建補助
  - ・津波防災区域第2種・3種区域などでの擁壁、地盤、基礎かさ上げ新築に対する補助
- ※津波防災区域第1種・2種区域を除く

### ●津波防災区域（災害危険区域）

… 建築基準法第39条の規定により、条例により津波、高潮などによる危険が著しいと判断され、住居の用に供する建築物の建築の禁止やその他災害防止上必要な制限がある区域をいいます。一般的には「災害危険区域」といいますが、本町では平成28年4月1日から、東日本大震災の教訓を踏まえ、広範囲に甚大な被害をもたらす津波に対する町民の皆さんへの注意喚起と津波防災文化の確立・継承を目的に、「津波防災区域」と名称を変更しています。

また、同じタイミングで、一般的に「災害公営住宅」と呼ばれる住宅の名称を「復興公営住宅」という前向きな表現に改めています。

### ●防災集団移転促進事業

… 災害が発生した地域または災害危険区域のうち、移転が望ましいと考えられる区域内にある住居の集団移転を促進するため、国が事業費の一部を補助することにより、防災のための集団移転の円滑な推進を図るものをいいます。